

学校法人会計と企業会計

【目 的】

学校法人は、学校を運営することにより、教育研究を遂行することを目的としているのに対して、企業は、営業活動により利益を獲得する営利を目的としています。

これにより、学校法人会計は、教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを財務面から見るものであり、企業会計は、収益と費用を正しくとらえることにより、経営成績を知り、収益力を高めることに役立たせようとするものです。

【計算書類】

学校法人会計基準により計算書類の作成が義務づけられています。主な計算書は下記のとおりです。

① 資金収支計算書

当該会計年度の教育研究活動に伴う、全ての資金の収入及び支出の内容を明らかにし、支払資金(現金及び預貯金)の収入及び支出の顛末を表す計算書です。

② 事業活動収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応する事業活動収入・支出の内容および基本金組入後の均衡の状態について明らかにする計算書です。

経常的な収支「教育活動収支」「教育活動外収支」と臨時的な収支「特別収支」に区分され、それぞれの収支状況がわかるようになりました。

区分されることにより前年度末及び当年度末の貸借対照表と連動しているという意味で、企業会計の損益計算書と類似していますが、学校法人は営利目的ではなく、収支均衡を目的としています。

③ 貸借対照表

年度末時点の学校法人の財政状態を明らかにする計算書です。

資産と負債の差額(純資産)は、企業会計では「資本」といい、「資本金＋剰余金」ですが、学校法人会計では「資産－負債＝正味財産」で、資本という概念はありません。正味財産(純資産)は基本金と翌年度繰越収支差額との合算額です。